

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業
令和2年度実績

子ども家庭部子ども家庭課
(令和3年7月)

目 次

◇ 教育の支援	1
◇ 生活の安定に資するための支援	9
◇ 保護者に対する職業生活の安定と 向上に資するための就労の支援	19
◇ 経済的支援	20

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業実績の見方

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課
<p>「子供の貧困対策に関する新大綱」 第4 指標の改善に向けた重点施策（7ページ～ 23ページ）の項目に対応しています。</p>			<p>事業名上の数字は、 新宿区子ども・子育て 支援事業計画（第 二期）の目標番号で す。</p>	<p>事業内容</p>		<p>事業の対象となる年齢区分に ○をつけています。 妊・・・妊娠期 乳・・・乳幼児期 小・・・小学生 中・・・中学生 高・・・～18歳未満 （高校生等） 青・・・青年期</p>					<p>〇〇課</p>	
1	教育の支援	1-(1)-① 幼児教育・保育の無償化	3-1-② 保育園・子ども園（保育 園機能）・地域型保育施 設保護者の保育料負担軽 減	<p>3～5歳児クラスの児童の保育料は、所得の 多寡に関わらず無料とし、保護者の経済的負 担を軽減します。 所得の多寡や年齢に関わらず、生計を一に する被監護者の兄弟がいる場合、第2子の保育 料を半額、第3子以降を全額公費負担としま す。 年収約600万円未満の世帯でひとり親等の 世帯に該当する場合は、第1子の保育料を半 額、第2子以降を全額公費負担とします。</p>	<p>年間延対象人数 ・区立保育園 11,062人 ・私立保育園 25,891人 ・区立子ども園（保育園機能） 10,589人 ・私立子ども園（保育園機能） 7,798人 ・保育ルーム 246人 ・事業所内保育所 201人 ・家庭的保育事業 34人 ・居宅訪問型保育事業 64人</p>		○					<p>保育課</p>

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業実績

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課			
1 教育の支援	1-(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-① 幼児教育・保育の無償化	3-1-② 保育園・子ども園（保育園機能）・地域型保育施設保護者の保育料負担軽減	3～5歳児クラスの児童の保育料は、所得の多寡に関わらず無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。 所得の多寡や年齢に関わらず、生計を一にする被監護者の兄弟がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担とします。 年収約600万円未満の世帯でひとり親等の世帯に該当する場合は、第1子の保育料を半額、第2子以降を全額公費負担とします。	年間延対象人数 ・区立保育園 11,062人 ・私立保育園 25,891人 ・区立子ども園（保育園機能）10,589人 ・私立子ども園（保育園機能）7,798人 ・保育ルーム 246人 ・事業所内保育所 201人 ・家庭的保育事業 34人 ・居宅訪問型保育事業 64人		○					保育課			
			3-1-② 保育園・子ども園（保育園機能）等の保護者の負担軽減	所得の多寡に関わらず、保育園等に通っている3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの副食費については、保護者からは徴収せず、公費負担とします。	年間延対象人数 ・区立保育園 7,973人 ・私立保育園 17,955人 ・区立子ども園（保育園機能）7,474人 ・私立子ども園（保育園機能）4,961人		○						保育課		
			3-1-② 子ども園（幼稚園機能）保護者の保育料負担軽減	所得の多寡に関わらず入園料・保育料を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。	年間延対象人数 ・区立子ども園（幼稚園機能）1,834人 ・私立子ども園（幼稚園機能）1,601人		○							保育課	
			3-1-② 認証保育所利用への支援及び利用者への助成	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、認証保育所を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の①一部助成、②多子世帯助成を行います。	・運営費補助及び保育料助成：14所		○							保育指導課	
			3-1-② 認可外保育施設利用者負担軽減事業	希望する認可外保育園等への入園を待機する間、認可外保育施設（認証保育所を除く。）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の①一部助成、②多子世帯助成を行います。	・保育料助成：延177人		○							保育指導課	
			3-1-② 区立幼稚園保護者の負担軽減	所得の多寡に関わらず入園料・保育料を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。	・令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に基づき従来の負担軽減を廃止し、全園児の入園料・保育料を無償化		○								学校運営課
			3-1-② 私立幼稚園保護者の負担軽減	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、所得の多寡に関わらず入園料補助金を交付します。また、保育料に対して補助を行い、保護者の経済的負担を軽減します。	・1,487人（122,371,700円）		○								学校運営課
			3-1-② 施設等利用給付（その他認可外保育施設）	幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用費の対象施設・事業所の確認を受けた認証保育所及び認可外保育施設を利用する子どもの保育の必要性の認定事由に該当する保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用費を新たに支給します。	・施設等利用給付：1,815人		○								保育指導課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課
1 教育の支援			3-1-2 施設等利用給付 (一時保育事業等)	幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用費の対象施設・事業所の確認を受けた一時保育、ひろば型保育、私立認定こども園の預かり保育等を利用する子どもの保育の必要性の認定事由に該当する保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用費を新たに支給します。	・施設等利用給付：123人		○					保育指導課
		1-(1)-2 幼児教育・保育の質の向上	3-2-2 指導検査	保育施設の適正な運営及び保育の質の確保並びに利用者支援の向上を目的に、検査を実施します。設備及び運営に関する基準等の適合状況を検査し、必要な助言及び是正に向けた指導を行います。	・私立保育園・子ども園 年57回 ・認証保育所 年14回 ・保育ルーム 年4回 ・家庭的保育者 年2回 ・区立保育園・子ども園 年20回 ・事業所内保育所 年3回 ・特別指導検査 年0回		○				保育指導課	
			3-2-2 保育園・子ども園におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図ります。	第三者評価の実施 ・区立保育園 : 3か所 ・私立保育園 : 8か所 ・認証保育所 : 3か所 ・区立子ども園 : 3か所 ・私立子ども園 : 5か所		○					保育指導課
			3-2-3 就学前教育合同研修等の充実	区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や公開保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組みを充実します。	・年間6回予定であった就学前教育合同研修会を年間4回実施（新型コロナウイルス感染症対策のため2回中止） ・公開保育を中止し、各園で代替の研修を実施 ・外国籍等幼児に対する保育の在り方に関する理論研修や実技研修を実施		○					保育指導課 教育指導課
1-(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	1-(2)-1 スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	1-1-3 学校問題支援室の運営	いじめや不登校、その他問題行動に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成される専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。	・「欠席日数の多い児童・生徒の調査」の実施及び分析 ・「善行・事故・怪我等の報告」の実施及び分析 ・長期休業明けの学校訪問等の実施 ・スクールソーシャルワーカーの定期訪問（年3回、うち1回は新型コロナウイルス感染症対策のため中止）及び要請訪問			○	○			教育指導課	
		1-1-3 児童・生徒の不登校対策	不登校対策については、平成30年度と令和元年度に指定した教育課題モデル校での実践を基に、外部機関やスクールカウンセラー等と連携した取組みについて全区立学校に周知していきます。また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。適応指導教室（つくし教室）では、将来の社会的自立につながるよう、児童・生徒の気持ちを温かく受け止め、寄り添い、学校とも連携を図りながら今後も支援を進めていきます。さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」を派遣し、一人ひとりに合った対応を行っていきます。 不登校児童・生徒については、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、居場所としての教育環境づくりや適切な支援や働き掛けを行うだけでなく、不登校の状況であっても、訪問型支援を含め、多様な教育機会を確保していくことが肝要です。今後も専門人材やつくし教室を活用するとともに、子どもの「居場所」づくりとして、図書館等を活用した支援の取組みやフリースクール等の民間施設との連携についても検討するなど、多様な教育機会を確保できるよう取り組んでいきます。	・不登校対策委員会：3回、うち1回は新型コロナウイルス感染症対策のため中止 ・不登校担当者連絡会：3回、うち1回は新型コロナウイルス感染症対策のため中止 ・「不登校対策マニュアル」の作成：1,200部 ・スクールソーシャルワーカーの派遣：3人（40校） ・家庭と子供の支援員の派遣：9人（5校）			○	○			教育指導課	

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
1 教育の支援			1-1-③ 小学校へのスクールカウンセラーの配置 (教育センター)	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立小学校に週1~2回配置します。	・全小学校へ派遣 (1~2回/週)			○				教育支援課	
			1-1-③ 中学校へのスクールカウンセラーの配置 (教育センター)	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立中学校に週2回配置します。	・全中学校へ派遣 (2回/週)				○			教育支援課	
			1-1-③ 教育センターの教育相談 (教育センター)	区内在住の幼児から高校生まで及びその保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行います。	・面接相談：204件 ・電話相談：197件 ・リーフレット(新宿子どもほっとライン・スクールカウンセラー派遣・つくし教室含む) 18,000部を作成し、学校、区関係施設に配布	○	○	○	○	教育支援課			
			1-1-③ つくし教室 (教育センター)	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行くように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助を行います。	・通室者数：18人(3月末日現在) (中学生12人、小学生6人)			○	○	教育支援課			
		1-(2)-② 学校教育による学力保障	放課後等学習支援	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒などに対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため放課後等学習支援員を配置します。	・全小中学校で実施 ・チーフ支援員の配置：全小学校 ・延べ参加者数 6,532人 小学校(29校) 3,781人 中学校(10校) 2,751人			○	○			教育支援課	
	1-(3) 高等学校等における修学継続のための支援	1-(3)-① 高校中退の予防のための取組											
		1-(3)-② 高校中退後の支援											
	1-(4) 大学進学に対する教育機会の提供	1-(4)-① 高等教育の修学支援											
	1-(5) 特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-① 児童養護施設等の子供への学習・進学支援											
		1-(5)-② 特別支援教育に関する支援の充実	1-2-① 院内学級の運営(特別支援学級の運営)	余丁町小学校に特別支援学級(病弱)として設置し、東京女子医科大学病院内にて実施している院内学級において、病弱児童への教育を行います。	・在籍児童数 3人(延べ人数)			○					教育支援課
			1-2-② 在籍児童・生徒に対する機能訓練の充実<新宿養護学校>	新宿養護学校に在学する児童・生徒の健康の維持増進、運動機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指導を行います。	・理学療法士：週2回配置 ・作業療法士：週2回配置 ・言語聴覚士：週2回配置			○	○				教育支援課
			1-2-② 学校における巡回指導・相談体制の充実	学識経験者や心理職等の専門家が各小学校・中学校を巡回し、発達障害等があるとされる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。	・専門家による巡回相談：延べ76回			○	○				教育支援課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
1 教育の支援			1-2-② 特別支援教育の推進	発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を強化するために、特別支援教育推進員を増員し、学級内指導体制を充実します。あわせて、リーフレットの作成や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に努めます。また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「個別的教育支援計画」、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。	・特別支援教育推進員の配置 小学校 40人 中学校 5人			○	○			教育支援課	
			1-2-② ことばの教室 (教育センター)	聴覚及び言語に障害のある幼児・児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行います。	<指導延べ件数> ・聴覚：25件（初回0件、継続25件） ・言語：1,535件（初回81件、継続1,454件） <通室した児童・生徒の延べ人数> ・聴覚：14人（小14人） ・言語：822人（幼461人、小361人）			○	○	○			教育支援課
			1-2-② まなびの教室（特別支援教室）	通常の学級での学習におおむね参加できるが、発達障害等のため特別な指導を必要とする児童・生徒のための教室です。平成28年度より全区立小学校に、令和元年度より全区立中学校に設置しています。利用する児童・生徒は、普段は在籍学級（通常の学級）で学習し、児童・生徒の状態に応じて、学校内にあるまなびの教室で指導を受けます。社会性を身に付け、コミュニケーション能力を高めて豊かな人間関係を育てるための指導等を、個別や小集団で行っています。	・まなびの教室の設置 小学校 29校 中学校 10校				○	○			教育支援課
		1-(5)-③ 外国人児童生徒等への支援	3-1-③ 外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給します。（所得制限あり）	・交付決定 113人（月額6,000円）				○	○			多文化共生推進課
		3-7 日本語学習への支援	区で生活している外国人が、日本語を用いてコミュニケーションをとりながら地域で安定的な生活を送れるよう、日本語学習の機会の充実を図ります。	・子ども日本語教室：1所週3回 ・親子日本語教室（オンライン）：通年8回 ・日本語教室：4か所4教室					○	○	○	○	多文化共生推進課
		3-7 日本語サポート指導	区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導員による指導を行います。教育センターまたは分室での通所による集中指導を行うとともに、必要に応じて学校へ日本語サポート指導員を派遣して、個別指導を行います。 また、日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。 さらに、日常会話はできて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動の参加に支障が生じている中学校3年生を対象に、「話す・聞く・書く・読む」に特化した日本語サポート指導を行い、進学等を支援します。	・教育センターまたは分室における通所指導：6人 ・日本語適応指導員の学校への派遣による取り出し指導：59人 ・日本語学習支援員を派遣した放課後の教科学習支援：92人 ・DLAテストの実施：28人			○	○	○			教育支援課	
		3-7 日本語学級の運営	日本語の習得が十分でない外国籍等の子どもに対する学習言語としての日本語指導を目的として、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級を設置し運営しています。中学校日本語学級には「センター的機能」を位置付け、指導方法や進路等に関する情報提供などにより区内の他の学校の取組みを支援しています。	・小学校1校2学級 ・中学校1校1学級 ・日本語指導推進委員会の開催：2回（新型コロナウイルス感染症の影響により3回のうち1回を中止）					○	○			教育支援課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課		
1 教育の支援	1-(6) 教育費負担の軽減	1-(6)-① 義務教育段階の就学支援の充実	3-1-③ 就学援助	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。	・小学校：1,687人 ・中学校：862人			○	○			学校運営課		
			生活保護制度 (小中学生への支援)	生活保護受給世帯の小中学生に対し、義務教育に伴って必要な教材代、学用品費、学校給食費、通学交通費等を教育扶助費として支給し、義務教育への就学を支援します。	生活保護受給世帯の小中学生計183人に対し、教育扶助を支給する等、就学の支援を行いました。			○	○			生活福祉課 保護担当課		
			生活保護受給世帯の小中学生に対する健全育成費	生活保護受給世帯の小中学生に対し、学用品や被服の購入、夏季休暇中の校外活動、修学旅行の支度等の費用を支給することにより、就学を援助し、心身の健全な育成を図ります。	〔健全育成費〕 ・支給実績：195人			○	○			生活福祉課 保護担当課		
		1-(6)-② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	3-1-③ 奨学資金の貸付	高等学校等に在学し、又は入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的理由により修学困難な生徒に対して、修学に必要な資金の一部の貸付を行います。	・貸付実績：国公立生7人、私立生4人 (総額2,952,000円貸付) ・令和3年度奨学生募集と貸付： 国公立生1人を奨学生に認定 (入学準備金100,000円貸付)						○	○		教育調整課
			3-1-② 島田育英基金	基金の運用益金を、学業優秀な区内在住中学生が高等学校等へ進学する際、育英基金として支給します。	・17人 (@120,000円/人)						○			総務課
			受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾等の受講料および高校・大学などの受験料の負担が経済的に困難な低所得者に対して、貸付けを行うことにより、低所得者世帯の受験生を支援します。	令和2年度貸付決定件数：122件 (内訳) 中3学習塾:28件 高3学習塾:31件 中3受験料:26件 高3受験料:37件						○	○	○	地域福祉課
		1-(6)-③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	生活保護制度 (高校生への支援)	生活保護受給世帯の高校生等に対し、生業扶助(高等学校等就学費)として、入学料、授業料、教材代、学用品費、通学交通費等を支給し、高等学校等への就学を支援します。 また、高校生等の就労収入・給付金等のうち、大学等の進学費用にかかる経費について、収入として認定しないことにより、大学等への進学を支援します。	生活保護受給世帯の高校生等計75名に対し、生業扶助を支給する等、就学の支援を行いました。							○		生活福祉課 保護担当課
			3-1-③ 生活保護受給世帯の大学等進学支援費	大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生を対象に、大学等受験料を支給します。	大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生計7名に対し、大学等受験料を支給しました。							○		生活福祉課 保護担当課
			生活保護世帯の高校生が大学等に進学する際の進学準備給付金	生活保護受給世帯の高校生が大学等に進学した場合に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。	対象者11名に対し、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給しました。							○		生活福祉課 保護担当課
		1-(6)-④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	3-1-② 母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭等が、事業開始、住宅改修、修学、就職などで資金が必要となった場合に貸付けを行います。	・実績：19件			○	○	○	○	△ 20歳未満		子ども家庭課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
1 教育の支援	1-(7) 地域における学習支援等	1-(7)-① 地域学校協働活動における学習支援等	1-2-① 地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	全ての区立小・中学校が地域協働学校となり、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長に関わり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。 また、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。	・学校運営協議会への活動支援：小学校29校、中学校10校、計39校 ・小中連携型地域協働学校の実施（1地区） 【実績】 小中連携協議会…新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に延期 小中連携型地域協働学校活動報告書の作成 ・学校運営協議会と地域との連絡会 【実績】 新型コロナウイルス感染症対策のため中止			○	○			教育支援課	
			1-2-① スクール・コーディネーターの活動	地域に根ざした人材をスクール・コーディネーターとして学校に配置し、学校・家庭・地域の連携を図り、教育課程や学校行事など様々な場面で学校の活動を支援します。	・配置数：小学校27校 中学校9校 ※小学校2校及び中学校1校は、前任者の退任による後継候補者を選定中			○	○			教育支援課	
	1-(7)-② 生活困窮世帯等への学習支援	3-1-③ 生活保護受給世帯の小中学生等への地域生活自立支援	生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等の業務委託により実施します。	〔就労前支援〕 ・各種教室等実施回数：81回 ・参加人数：延86人 （実支援者数9人/年）				○	○			生活福祉課 保護担当課	
		3-1-③ 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援	生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	〔学習環境整備支援〕 ・支給実績 高校生：17人 中学生：39人 小学生：15人			○	○	○			生活福祉課 保護担当課	
		3-1-③ 生活困窮世帯の中学生等への学習支援	生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。 さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで学習定着支援を行います。 令和3年度より、開催日をこれまでの週2回から週4回に増やし、1回あたりの参加人数を減らして実施していきます。	・学習支援者数 中学生：34人 高校生：10人					○	○		生活福祉課 保護担当課	
		母子生活支援施設における学習支援	入居中及び退所後の小中高生、その他地域に住んでいるひとり親家庭の中高生を対象に、学習支援を実施します。	・登録家庭 8世帯 ・参加人数 延1,101人				○ 入所児童のみ		○	○		子ども家庭課
		1-1-② 小学校低学年のための学習支援教室	子ども総合センター・子ども家庭支援センターでのケース対応の中で、養育環境が整わないために学習の習慣がつかず、学習が遅れてしまう児童に対し、小学校低学年から学習支援を行うことにより、児童の自己肯定感を高めることを目指します。	5所 登録児童数：17人 参加児童数：延べ206人 ・子ども総合センター ・信濃町子ども家庭支援センター ・榎町子ども家庭支援センター ・北新宿子ども家庭支援センター ・中落合子ども家庭支援センター （中落合子ども家庭支援センター・北新宿子ども家庭支援センターは、新型コロナウイルス感染症対策のため中止。）				○					子ども家庭支援課
	1-(8) その他の教育支援	1-(8)-① 学生支援ネットワークの構築											
		1-(8)-② 夜間中学の設置促進・充実											

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
1 教育の支援		1-(8)-③ 学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保	1-3-③ 学校(園)における食育の推進	各学校(園)では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」を基に「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	・食育推進リーダー連絡会：予定していた2回は新型コロナウイルス感染症対策のため中止 ・「新宿区立学校・園における学校食育計画」に基づく実践資料集の作成及び配付		○	○	○			教育指導課	
		1-(8)-④ 多様な体験活動の機会の提供	1-3-① プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。また、広報等による周知活動の支援を行います。	・プレイパーク活動支援：3団体4か所(258回実施、20,606人参加) ・啓発活動支援：1団体1か所(2回実施、106人参加)		○	○	○	○		子ども家庭支援課	
			4-1 地区青少年育成委員会活動への支援	区民の自主的な活動として、地区青少年育成委員会が行う、青少年の健全育成を図ることを目的とした様々な事業に対する支援等を行っています。地区青少年育成委員会は特別出張所を単位として作られ、地域の実情に即した活動を展開しています。	・会長会 3回(うち2回書面開催、1回リモート開催) ・合同研修会(実行委員会、施設見学研修会、講演会、学習会)は新型コロナウイルス感染症対策のため中止		○	○	○			子ども家庭課	
			4-1 青少年活動推進委員の活動	次代を担う自立した青少年の育成を目的として、青少年の体験活動の充実や、青少年の生活の中心である家庭の教育環境の向上を図るために活動しています。	・定例会議 定例会6回実施(うち4回書面開催、2回新型コロナウイルス感染症対策のため中止) 役員会4回 以下については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止 ・子ども自然体験キャンプ実施 ・農業体験実施 ・秋の親子自然体験実施 ・親子対象の情報誌「あ・そ・ま・な」発行				○				子ども家庭支援課
			1-3-① 未来を担うジュニアリーダーの育成	地域活動において、子どもたちの中心となって活躍するリーダーの発掘と育成を行います。	・ジュニアリーダー研修事業、自然体験事業、表現活動事業 新型コロナウイルス感染症対策のため中止				○	○			子ども家庭支援課
			3-5 ひとり親家庭休養ホーム	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料又は低額な料金で利用できる制度です。	・宿泊施設：130人 ・日帰り施設：延760人 ・助成合計世帯数：387世帯		○	○	○	○		△ 20歳未満	子ども家庭課
			夏季施設の運営	夏季休業中における生活指導の重要性から、区外施設を利用し、小学5年生の希望者を対象に、自然体験を中心に、自然に親しむとともに、心身を鍛え、集団宿泊生活を通じて、協働・自立の精神を育成します。	新型コロナウイルス感染症の影響により全校中止				○				教育支援課
			4-1 家庭の教育プログラム(入学前プログラム)	「入学前プログラム」では、入学前等に保護者が集まる保護者会の機会を活用して、入学を機に保護者としての意識を再認識し、保護者同士の仲間づくりにつなげてもらうためのワークショップや、子どもの仲間づくりのためのプログラムを、学校の実情に適した形態で実施します。	新型コロナウイルス感染症の影響により全校中止		○						教育支援課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課		
1 教育の支援			3-3-2 中高生にとっての魅力ある居場所づくり	児童館等での中高生タイムの実施や、子ども家庭支援センターを有効活用し、中高生の居場所を拡充します。	・中高生専用スペース設置館:3館 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中高生対象の活動は実施せず				○	○		子ども家庭支援課		
			1-2-1① 外国人英語教育指導員の配置	小学校における英語教育では、低学年から英語を身近な言語に感じ、また英語を活用し積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。 このことから、全学年に対し担任と外国人英語教育指導員による質の高い授業を実施することで、英語教育の充実を図るとともに、外国の文化や生活に触れる機会とし、国際理解を深めていくことにつなげます。 中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。	・区立小学校（29校合計） 1,801日（10,806時間） ・区立中学校（10校合計） 1,339日（8,034時間） ・特別支援学校（1校） 13日（78時間）			○	○		教育支援課			
			1-5 国際理解につながる情報発信	しんじゅく多文化共生プラザを中心に、外国人と日本人の相互理解につながる情報発信を行います。	・新宿区多文化共生連絡会を通じて情報を発信 ・新宿区多文化共生連絡会メールマガジンによる情報発信12回	○	○	○	○	○	○	多文化共生推進課		
			1-5 友好都市との交流事業 (1)人的交流事業	友好都市のドイツ・ベルリン市ミッテ区と青少年の派遣と受入れとを交互に実施し交流を続けます。	ミッテ区から、青少年を受入予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止							○	○	多文化共生推進課
			1-5 友好都市との交流事業 (2)作品交流事業	毎年、友好都市（中国・北京市東城区、ギリシャ・レフカダ市）と新宿区の児童生徒の絵画・書道作品を集め、展示会を開催するとともに、海外の友好都市（中国・ギリシャ）へ作品を贈ります。	オンライン展示にて児童・生徒の作品交流		○	○	○					多文化共生推進課
			1-5 創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進	オリンピック・パラリンピアンなどのアスリートを招へいして、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を理解するとともにスポーツを通して、心身の調和的発達を遂げられるようにします。	・全区立学校・区立幼稚園において「オリンピック・パラリンピック教育」として、世界ともだちプロジェクト等を実施 ・全小・中・特別支援学校において障害者スポーツ体験を軸とする障害者理解教育を実施		○	○	○					教育指導課
			1-2-1① ICTを活用した英語教育の推進	学習指導要領の改訂に伴い、小学校3・4年生で外国語活動が導入されるとともに、小学校5・6年生で英語が教科化されることをふまえ、コミュニケーション能力の向上に向けて、全小中学校にデジタル教材を導入し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、効果的・効率的な学習に結び付くように活用します。	・デジタル教材の導入（全小中学校） ・外国教育推進委員会によるデジタル教材の活用方法をまとめたリーフレットの作成と配布					○				教育支援課
			1-2-1① 英検チャレンジ	生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするために、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学2年生を対象として、英語受験にかかる費用について補助します。 合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	・英検受験料の全額公費負担 区立中学校2年生258人 区立中学校3年生（2年生で実施しなかった生徒）158人 ・令和2年度公立中学校・義務教育学校（後期課程）・中等教育学校（前期課程）における英語教育実施状況調査 中学校3年生で英検3級程度以上の生徒の割合（56.4%）								○	教育支援課
			4-1 新宿区子ども未来基金を活用した助成事業	子育て家庭の福祉の向上を図り、子どもたちの生きる力を育むことを目的として、区民等が行う活動に対し、資金の一部を助成しています。	・9活動に助成		○	○	○	○				子ども家庭課
				協働推進基金助成金	区財源と区民・事業者等からの寄附金を財源とした協働推進基金を活用し、NPO等の社会貢献活動を目的とする団体が単独または区と協働で実施する事業に助成します。	・一般事業助成 新型コロナウイルス感染症の影響により、選考に係る評価を中止 ・協働事業助成 新型コロナウイルス感染症の影響により、新規事業の募集を中止及び令和元年度採択事業の実施を延期	○	○	○	○	○	○	○	地域コミュニティ課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課			
2 生活の安定に資するための支援	2-(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	2-(1)-① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	2-1 出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）	全ての妊婦が妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設け、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握し、産後うつ予防や虐待予防を図るとともに、支援が必要な妊婦は継続的に支援していきます。	・妊娠届をした妊婦のうち、面接を受けた割合95.2%	○	○					健康づくり課			
			2-1 母親・両親学級等の開催	母親・父親になる人を対象に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施しています。	・両親学級受講者数 548人（16回） ・母親学級（2日制及び3日制）、マタニティセミナーは新型コロナウイルス感染症対策のため中止	○							保健センター		
			2-1 妊婦健康診査	委託医療機関において、妊娠中の健康診査を行うことで、妊娠婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防を図ります。	・健診件数（令和2年4月～令和3年3月分）支払実績 妊婦健診：29,469件 超音波検査：6,359件 子宮頸がん検診：2,665件	○							健康づくり課		
			2-1 妊婦歯科健康診査	妊娠期に歯科健康診査を実施し、むし歯や歯周病等の早期発見及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図ります。	・健診受診者数：893人	○								健康づくり課	
			2-1 妊婦高血圧症候群等医療費助成	妊婦高血圧症候群等により、入院加療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行います。	・医療券交付申請受理数：5件	○								健康づくり課	
			2-1 はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦とおおむね3～4か月児までの子を持つ母親を対象に、母親同士の交流と助産師等による育児相談、保健情報の提供を行います。	・妊婦 新型コロナウイルス感染症対策のため中止 ・産婦 延べ92人	○	○							保健センター	
			2-1 妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付します。	・交付数：延22件	○	○								保健センター
			2-1 助産施設への入所	保健上必要であるにも関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担します。	・実績：17件	○									子ども家庭課
			2-2-① 産婦健康相談	産後の健康や授乳相談及び育児不安の解消のため、3～4か月児健診時に併せて、助産師による健康相談や保健師、栄養士による保健・栄養相談、歯科衛生士による歯科相談を行っています。	・延2,025人		○								保健センター
			2-2-① すくすく赤ちゃん訪問	0か月～生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師、保健師、看護師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導します。 また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげます。	・訪問実数：2,084人		○								健康づくり課
3-1-① 育児支援家庭訪問事業（産前産後支援）	家庭訪問・育児援助・家事援助等を組み合わせ、産前産後支援を行います。 令和元年度からは、妊娠期から利用できるようにしました。	・産前支援 利用件数：62件 利用時間：113時間 ・産後支援 利用件数：949件 利用時間：2,347時間		○								子ども家庭支援課			
2-2-① 親と子の相談室	3～4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方を対象に、育児不安の解消及び虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行います。	・開催回数：12回 ・相談人数：延27人 ・要支援事例検討件数：357件		○	○							東新宿保健センター			

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2 生活の安定に資するための支援			2-2-1① はじめて赤ちゃん応援事業 (子育て世代のストレスマネジメントの講話)	子育ての不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめて赤ちゃん応援事業(妊婦とおおむね4か月児までの乳児を持つ母親を対象とした事業)において、ストレス対処法のミニ講話を行い、同内容のリーフレットを配布します。	・妊婦 新型コロナウイルス感染症対策のため中止 ・産婦 延べ92人	○	○					保健センター	
			3-6 女性の健康支援	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、思春期から老年期までの女性を対象に、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談を実施します。また、乳がんのしこり触知体験や健康測定機器による健康チェック、雑誌や図書による情報収集などができる体験・測定・情報コーナーの運営等を行い、区民の女性のこころと体の正しい知識の習得と健康づくりに対する支援をします。	・女性の健康支援センター来所者数：507人 ・女性の健康専門相談利用者数： 産婦人科系全般 12回 13人 更年期専門 12回 13人 ・女性の健康講座(女性のための健康セミナー、出前講座)は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止。			○	○	○	○	女性の健康支援センター(四谷保健センター内)	
			2-2-1① 未熟児、発育・発達の支援を要する子への対応	未熟児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発育・発達の支援を要する子の早期対応を行い、養育及び子育ての支援を充実していきます。	・未熟児等訪問：延45人 ・乳幼児経過観察健診：延188人 ・経観(心理)1歳6か月児及び3歳児：延329人 ・すこやか子ども発達相談：延18人		○						保健センター
			1-2-2② 在宅重症心身障害児訪問事業	療養上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行います。	・7人		○	○	○	○			保健センター
			2-2-1① オリーブの会(MCG) MCG: Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図ります。	新型コロナウイルス感染症対策のため中止		○						東新宿保健センター
			2-2-1① すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、病気の早期発見や療育の相談を行います。	・延18人		○						牛込保健センター
			2-2-1① 育児相談・育児グループ ・育児講演会	乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。 また、双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施します。 さらに、子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催します。	・育児相談：48回(延べ554人) ・育児グループ及び育児講演会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止		○						保健センター
			1-1-2② 育児支援家庭訪問事業 (養育支援)	特に養育に支障があると区が認めた家庭や特定妊婦に対し、専門的な支援員を派遣することにより、養育環境の改善や養育力の向上による児童の健全な成長と、虐待防止を図ります。	養育支援 ・従来型 利用件数：432件 利用時間：690時間 ・短時間対応型 利用件数：254件 利用時間：254時間	○	○	○	○	○			子ども家庭支援課
			1-2-2② 発達相談	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。 必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていきます。	・電話相談：719件 ・来所相談：400件 ・訪問相談：39件	○	○	○	○	○			子ども家庭支援課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課
2 生活の安定に資するための支援			2-2-1① 乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査（3～4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的にまいります。	※順番に「対象者数」「受診者数」「受診率」 ・3～4か月児健診：2,455人 2,039人 83.1% ・6か月児健診：2,455人 2,167人 88.3% ・9か月児健診：2,455人 2,082人 84.8% ・1歳6か月児健診：2,432人 2,151人 88.4% ・3歳児健診：2,470人 2,221人 89.9%		○					牛込保健センター
			2-2-1① 予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。	・定期予防接種（A類）接種率：90.59% ・任意予防接種接種率：86.44%		○	○	○	○	○	保健予防課
			3-1-1③ 支援施策ガイドの作成・配付	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。	・19,000部発行				○	○		
		2-(1)-② 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	2-1 出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく） 【再掲】	全ての妊婦が妊娠前から保健師等の専門職に相談できる機会を設け、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握し、産後うつ予防や虐待予防を図るとともに、支援が必要な妊婦は継続的に支援していきます。	・妊娠届をした妊婦のうち、面接を受けた割合 95.2%	○	○					
	2-(2) 保護者の生活支援	2-(2)-① 保護者の自立支援	1-1-1② 女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助します。	・緊急保護実績：単身 923泊 ：母子 1,405泊	○	○	○	○	○	○	生活福祉課
			3-5 母子・父子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行います。	・相談件数合計：11,371件（内訳） 生活一般：3,642件 児童：2,363件 経済的支援・生活保護：1,669件 その他：3,697件	○	○	○	○	○	○	子ども家庭課
			3-5 母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どものを養育している母子家庭が、生活上のいろいろな問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援します。	・区立施設 入所世帯：延105世帯 入所人数：延261人 ・私立施設 入所世帯：延222世帯 入所人数：延510人		○	○	○	○		
		2-(2)-② 保育等の確保	3-2-1① 認可保育所等の整備	子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所を中心とした保育施設の整備を着実に進めることにより、受入枠の拡大を図り、地域の保育需要に添えていきます。	・賃貸物件を活用した私立保育所の整備 開設準備：3園 にじいろ保育園四ツ谷（令和2年6月開設） あい保育園西新宿（令和3年4月開設） きゃんばす東新宿保育園（令和3年4月開設）		○					保育課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課			
2 生活の安定に資するための支援			3-1-1-① 区立認可保育園・こども園の管理運営	保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かる保育園と、保育園と幼稚園の機能を持つ子ども園では、就学前の子どもの成長と発達を見据えた一貫した教育・保育を行うとともに、延長保育や障害児保育、利用者支援事業などにより、地域すべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。	年間延受入実績 ・区立認可保育園（公営）：12,849人（10園） ・区立認可保育園（民営）：3,572人（2園） ・区立認定こども園：15,975人（10園）		○					保育課			
			3-1-1-① 保育所への保育委託（私立認可保育園）	保護者の就労や疾病により家庭で保育を受けることが困難であると区から認定を受けた子どものうち、私立認可保育園に入所している就学前の子どもの費用を支弁します。	・私立保育園：48園		○						保育指導課		
			3-1-1-① 認定こども園等への施設型給付等（私立認定こども園・地域型保育事業）	教育と保育を一体的に行う認定こども園や会社等が設置する事業所内保育所など、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する就学前の子どもに対し、その費用を施設型給付費等により施設を通じて給付します。	・私立子ども園：7園		○							保育指導課	
			3-2-1-① 地域型保育事業等	家庭的雰囲気で行う家庭的保育事業、学校施設等を活用した保育ルーム、会社等の事業主が設置する事業所内保育所、居宅で保育を行う居宅訪問型保育事業で保育ニーズの高い0歳から2歳児の受入枠を確保しています。認可保育所等と連携し、質の向上に努めていきます。	・家庭的保育事業(家庭的保育者)：2所 ・保育ルーム事業：4所 ・事業所内保育事業：3所 ・居宅訪問型保育事業(障害児訪問保育アニー)：1所 (待機児童型)：3所		○							保育課	
			3-2-1-① 認証保育所への認可化移行支援	認証保育所は様々な就労形態やライフスタイルに合った保育需要に応えることが可能な施設形態であり、こうしたことも踏まえながら、状況に応じて、認可保育所への移行を支援していきます。	・運営費補助及び保育料助成：14所		○								保育課
			3-2-2-② 特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児等】	保護者のニーズや地域バランスを考慮して、延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図り、多様な保育環境の整備を目指します。	【公立】 ・延長保育（保育園及び子ども園） 1時間延長：19か所 2時間延長：2か所 3時間延長：1か所 4時間以上延長：0か所 ・休日保育：1か所 ・年末保育：1か所 ・病児・病後児保育：0か所 ・病後児保育：0か所 【私立】 ・延長保育（保育園及び子ども園） 1時間延長：3か所 2時間延長：49か所 3時間延長：1か所 4時間以上延長：1か所 ・休日保育：2か所 ・年末保育：0か所 ・病児・病後児保育：2か所 延べ164人 ・病後児保育：3か所 延べ86人		○							保育課 保育指導課	

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2 生活の安定に資するための支援			3-2-2 定期利用保育の実施	パートタイム勤務等の短時間（月48時間以上）就労を常態としている方の健康で集団保育が可能な子どもを複数月継続して保育します。また、2日以上利用の曜日固定型で、保育料は応能負担としています。	私立保育園 ・専用室型：3園 ・空き保育室型：9園 区立子ども園 ・専用室型：4園 私立子ども園 ・専用室型：1園 ・空き保育室型：1園		○					保育課	
			3-4 保育園等における障害児保育	保育園や子ども園で集団保育が可能な障害児を保育します。 また、障害児を持つ保護者に対する支援を進めます。	・公私立保育園、子ども園：33園（43人）		○						保育指導課
			3-4 幼稚園における特別支援教育	幼稚園で集団保育が可能な特別な配慮を必要とする幼児を保育します。安全確保のため、必要に応じて介護員を配置します。 さらに特別支援教育の質の向上を図るため、専門家による巡回相談や臨床心理士による保護者との相談も行います。	・介護員 配置園児数：1学期 61人 2学期 55人 3学期 53人 ・巡回相談：区立30回、私立14回		○						学校運営課
			1-2-2 発達支援、児童発達支援・放課後等デイサービス<子ども総合センター>	就学前及び小学校1、2年生の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童の自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動を通して、言語・理解の促進や運動機能及び日常生活動作の発達を支援します。	・単独通所：11人（年中長）、7人（年少） ・親子通所：37人 ・個別指導：164人 ・就園児G：30人（年中長）、4人（年少） ・親子活動：17人		○	△					
		2-(2)-3 保護者の育児負担の軽減	3-1-1 一時保育の充実	緊急の事情（出産・病気・裁判員として従事等）や育児疲れの解消・会合出席等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、保育施設・子ども園では生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。 保育園・子ども園の開設の際、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育を充実させていきます。	区立保育園 ・空き利用型：11か所 ・専用室型：1か所 私立保育園 ・空き利用型：41か所 ・専用室型：7か所 区立子ども園 ・空き利用型：4か所 ・専用室型：6か所 私立子ども園 ・空き利用型：1か所 ・専用室型：6か所		○						保育課
		3-2-3 子ども園における預かり保育の充実	子ども園において、教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象として預かり保育を実施します。	公私立子ども園全園で実施 ・区立子ども園：10園 ・私立子ども園：7園		○							保育課 保育指導課
		3-2-3 私立幼稚園における預かり保育の実施	私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、特色のある教育・保育を展開することにより、子育て支援事業の充実を図ります。	・私立幼稚園9園で実施		○							学校運営課
		3-1-1 地域子育て支援拠点事業	子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター、ゆったりーの、区立保育園、子ども園など、地域の身近な場所で、妊娠期から子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。	・子ども総合センター：1か所 ・児童館：15か所 ・子ども家庭支援センター：4か所 ・地域子育て支援センター等：3か所 ・区立保育所：10か所（民営園を除く。） ・公私立子ども園：17か所 ・区立幼稚園：1か所		○	○						保育指導課 子ども家庭支援課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2 生活の安定に資するための支援			3-1-1① ファミリーサポート事業	子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営しています。	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かり事業（就学前でファミリーサポート事業のみ）8,342人 ファミリーサポート事業（就学後）2,315人 病児・病後児保育事業（ファミリーサポート事業のみ）7人 ※会員数：3,627人（病児・病後児預かり会員を含む。） （内訳）利用会員：3,259人 提供会員：360人 両方会員：8人		○	○	○	○		子ども家庭支援課	
			3-1-1① ひろば型一時保育の充実	身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ひろば型：4か所 利用人数：延べ1,581人 		○					子ども家庭支援課	
			3-1-1① 子どもショートステイ	病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります。（利用対象は0歳～18歳未満の子ども） 従来の子どもショートステイ事業に加え、保護者の強い育児疲れ等が見られる要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施し、子どもの生活指導や発達・行動の観察を行うとともに、子どもの養育環境が適切に整備されるよう、保護者への助言等を行います。（利用対象は小学校就学前までの子ども）	子どもショートステイ <ul style="list-style-type: none"> 利用日数 二葉乳児院：167日 協力家庭：217日 利用人数 二葉乳児院：59人 協力家庭：91人 要支援家庭を対象としたショートステイ <ul style="list-style-type: none"> 利用日数：31日（二葉乳児院） 利用人数：3人 		○	○	○	○		子ども家庭支援課	
			3-1-1① トワイライトステイ事業	夜間に仕事等で保護者が不在になる等、養育環境が整わない生後6か月～18歳未満の子どもを、協力家庭で預かり、夕食の提供も含めた支援を行います。	トワイライトステイ <ul style="list-style-type: none"> 利用日数：4日 利用人数：4人 		○	○	○	○			子ども家庭支援課
			3-1-1① 障害幼児一時保育	一時的に保育が必要なとき、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かります（平日及び土曜、月3回まで）。3歳児以上就学前の子どもが対象で、事前に登録が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 登録者数：90人 利用者数：延べ337人 		○						子ども家庭支援課
			3-4 保育所等訪問支援事業	保育園等に心理指導員等が訪問し、利用している障害児等が集団生活に適応できるよう支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 登録者数：17人 訪問件数（利用者数）：延べ113件 		○						子ども家庭支援課
			1-2-2② 在宅等訪問支援	0歳～就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童が、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅訪問：延べ25人 登録者数：9人 		○						子ども家庭支援課
			3-3-1① 学童クラブの充実	令和3年度には落合第五小学校内に学童クラブを開設するほか、民間学童クラブへの助成箇所を5か所に増やします。今後も様々な放課後の居場所を提供していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ定員：1,685人 児童指導業務委託：28か所 （新規選定：1か所、再選定：4か所） 			○					子ども家庭支援課
			3-3-2② 放課後子どもひろばの拡充	学校施設を活用して、放課後に小学生が自由に集い、自主的に活動する、自由な遊び場と体験プログラムの提供の場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 実施校：全小学校29校 学童クラブの利用要件のある児童の利用時間延長等を実施 学童クラブ機能付き放課後子どもひろば 24校 			○					子ども家庭支援課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課		
2 生活の安定に資するための支援			3-3-2 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス	心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行います。区内では13か所で実施しています。	・延利用人数 5,430人 ・支給量 30,825日 ・利用者 453人/月 ・利用日数 6日/月		○	○	○	○		障害者福祉課		
			3-3-2 障害児等タイムケア事業	小学校・中学校・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。	・利用者 : 延505人 ・利用日数 : 延5,123人			○	○	○		障害者福祉課		
			3-4 学童クラブにおける障害児保育	学童クラブで集団生活が可能な障害児等の利用を受け入れ、適切な指導や必要な支援を行います。	・64人（うち、4年生以上：21人）				○				子ども家庭支援課	
			3-5 ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業	義務教育修了前（子が中学生のみの場合はひとり親になって6か月以内の家庭）の児童を扶養しているひとり親家庭の親が、残業や休日出勤などで育児・家事の手伝いが必要なとき等に、家事援助者を雇う費用を助成します。	・助成延世帯数：70世帯 ・助成延日数：329日		○	○	○				子ども家庭課	
	2-(3) 子供の生活支援	2-(3)-1 生活困窮世帯等の子供への生活支援	3-1-3 生活保護受給世帯の小学生等への地域生活自立支援【再掲】	生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等の業務委託により実施します。	〔就労前支援〕 ・各種教室等実施回数：81回 ・参加人数 : 延86人 （実支援者数9人/年）			○	○				生活福祉課 保護担当課	
			2-(3)-2 社会的養育が必要な子供への生活支援											
		2-(3)-3 食育の推進に関する支援	1-3-3 もぐもぐこっくん支援事業	口腔機能に不安のある乳幼児の保護者に対し、適切な助言を行うことにより育児不安を取り除くとともに、健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、講習会と個別相談を行っています。	新型コロナウイルス感染症対策のため中止			○						保健センター
			1-3-3 離乳食講習会	5～6か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行います。	新型コロナウイルス感染症対策のため中止			○						保健センター
			1-3-3 1歳児食事講習会	1歳児の保護者を対象に、口腔機能の発達を踏まえ、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と試食を行います。	新型コロナウイルス感染症対策のため中止			○						保健センター
			1-3-3 栄養相談	一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄養相談を行っています。	・妊産婦相談件数：3名 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、母親学級中止 ・乳幼児相談件数：2,946名 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、4～6月乳幼児健診中止	○	○					○	保健センター	
1-3-3 保育園・子ども園での食育の推進	子どもたちに栄養バランスや食事のマナー、調理器具など11のテーマを用意し、各園のオーダーで栄養士が保育士、看護師、調理員とともに実施します。	・子どもに対する食事指導：20園、保護者に対する離乳食指導など			○						保育課			

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課		
2 生活の安定に資するための支援			1-3-3 学校(園)における食育の推進【再掲】	各学校(園)では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」を基に「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	・食育推進リーダー連絡会：新型コロナウイルス感染症対策のため中止 ・「新宿区立学校・園における学校食育計画」に基づく実践資料集の作成及び配付		○	○	○			教育指導課		
			1-3-3 児童館等の職員への食育研修	日々子どもと接している児童指導員を対象に、食育事業の充実を図れるよう、子どもへの適切なアドバイス方法や栄養・食育に関する研修を行います。	新型コロナウイルス感染症対策のため中止			○				健康づくり課		
			1-3-3 食育講座	児童館等からの要望に応じて、親子クッキングや離乳食・幼児食講座などを行います。	新型コロナウイルス感染症対策のため中止			○	○			○	健康づくり課	
			1-3-3 「食」を通じた健康づくりネットワーク	区の食育に関わる個人・団体から広くネットワーク参加団体を募集し、団体間での講座の開催、相互協力の実施等、各々の特定を活かした食育の推進を図ります。	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	○	○	○	○	○	○	○	健康づくり課	
			2-2-1 乳幼児から始める歯と口の健康づくり	保育園等での出張歯科健康教育、デンタルサポーターであるかかりつけ歯科医による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、地域、かかりつけ歯科医、子育て専門職等の連携を強化することにより、乳幼児からの歯と口の健康づくりを推進します。	・歯と口の健康チェックとフッ化物塗布：3,595人(実人数) ・デンタルサポーター研修会(子育て支援専門職対象)：新型コロナウイルス感染症対策のため中止			○					健康づくり課	
			2-2-1 歯科衛生相談	歯科医師及び歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防及び口腔機能に関する相談や歯みがき指導を、「はじめて歯科相談(1歳児)」「にこにこ歯科相談(2歳児)」等の相談日を設け実施しています。	・歯科相談：781人 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、はじめて歯科相談4月～9月中止 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、にこにこ歯科相談中止			○						保健センター
			2-2-2 小児生活習慣病予防健診	生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に予防健診を実施し、専門医療機関での治療や保健センターでの健康・栄養相談の利用等を勧奨します。	・例年、夏季休業中に区内指定医療機関等で午前中に健診を実施していますが、新型コロナウイルス感染症対策による小・中学校及び特別支援学校の臨時休業を受けて夏季休業が短縮されたことにより、授業時間と重複したため実施することができず、中止しました。					○	○			学校運営課
2-(4) 子供の就労支援	2-(4)-1 生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援													
	2-(4)-2 高校中退者等への就労支援													
	2-(4)-3 児童福祉施設入所児童等への就労支援													
	2-(4)-4 子供の社会的自立の確立のための支援	1-4 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害の有無や年齢性別を問わず働きたいのに働きにくい全ての人に対して総合的な就労支援を行っています。	・コミュニティショップ：5か所 ・IT就労訓練：1か所 ・ジョブサポーターの登録数：計30人 ・若年者就労支援事業(進学含む)就職者数：1人 (参考)障害者就労支援事業就職者数：36人						○	○	消費生活就労支援課		

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2 生活の安定に資するための支援	2-(5) 住宅に関する支援		4-4 多世代・次世代育成居住支援 「多世代近居同居助成」	区内で新たに近居又は同居を開始する子世帯及びその親世帯を対象に、近居・同居に係る初期費用の一部を助成します。	予定登録：4件 助成決定：4件（内 子育て0件）	○	○	○	○			住宅課	
			4-4 多世代・次世代育成居住支援 「次世代育成転居助成」	区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する子育てファミリー世帯が、子の出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引越越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成します。	予定登録：29件 助成決定：18件	○	○	○	○			住宅課	
			4-4 区民住宅・特定住宅の管理運営	区民住宅：義務教育修了前の児童を扶養する世帯で、所得が一定基準の区民に対し住宅を提供します。 特定住宅：20歳未満の児童を扶養する世帯で、所得が一定基準の国内在住者に対し住宅を提供します。	年度末管理戸数：378戸		○	○	○	○	△ 20歳未満		住宅課
			4-4 区営住宅の管理運営	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で区営住宅を提供します。区営住宅の種類には、一般向け・高齢者向け・障害者向け・ひとり親世帯向けなどがあります。	年度末管理戸数：1,058戸		○	○	○	○	△ 20歳未満		住宅課
			4-4 高齢者や障害者等の住まいの安定確保	高齢者、障害者及びひとり親世帯で、一定の条件に該当する世帯が、民間賃貸住宅の賃貸借契約の際に保証会社を利用する場合に、保証料の一部を最長10年間助成します。また、区と協定を結んでいる保証会社をあつ旋します。そして、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会において、構成する団体間で高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、情報共有と連携体制の強化を図り、円滑な入居の促進に取り組んでいきます。	・助成件数：27件 (うち、ひとり親世帯 3件)		○	○	○	○			住宅課
			4-4 住み替え居住継続支援	居住する区内の民間賃貸住宅の取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者、障害者及びひとり親世帯の円滑な区内転居を支援するため、転居に係る費用の一部を一時金として助成します。	・助成件数：7件 (うち、ひとり親世帯 0件)		○	○	○	○			住宅課
			4-4 民間賃貸住宅家賃助成 (子育てファミリー世帯向)	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養している世帯に対し、家賃の一部を5年間助成します。	・助成件数 新規分：50件 継続分：187件		○	○	○				住宅課
	2-(6) 児童養護施設退所者等に関する支援	2-(6)-① 家庭への復帰支援											
		2-(6)-② 退所等後の相談支援											
	2-(7) 支援体制の強化	2-(7)-① 児童家庭支援センターの相談機能の強化											
		2-(7)-② 社会的養護の体制整備											

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課
2 生活の安定に資するための支援		2-(7)-③ 市町村等の体制強化	1-1-② 子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、医療、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営します。 児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを配付しています。 また、令和3年度には関係機関との協議の場やネットワークづくりなどの体制強化を目的に「子育て包括支援部会」を新設し、子育て世代の包括的支援体制を推進していきます。	〔子ども家庭・若者サポートネットワーク実績〕 ・代表者会議：2回（書面開催） ・虐待防止等部会：部会2回／研修会3回 ・子ども学校サポート部会：部会1回／研修会0回 ・発達支援部会：部会1回／研修会0回 ・若者自立支援部会：部会1回／研修会0回 ・事例検討部会：部会2回 ・サポートチーム会議（5部会合計）：73回		○	○	○	○	○	子ども家庭支援課
		1-4 子ども・若者総合相談	子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。	・独身期（40歳未満の独身者）の区民が、生活における心配事がないと考える割合：48.7% ・来所相談：9,111件 ・電話相談：12,713件		○	○	○	○	○	子ども家庭課	
		1-1-② 子どもと家庭の総合相談（虐待の通報窓口）	子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。	子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所の 新規相談受理数 虐待 1,129件 養育困難 606件	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課	
		1-1-② 要保護児童対策地域協議会	保護や支援が特に必要な児童やその保護者及び妊婦に適切な支援をするために関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議します。 区では、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を要保護児童対策地域協議会に位置付けています。	サポートチーム会議（5部会合計で73回開催。うち、虐待防止等部会は66回開催。）	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課	
		3-1-① 子ども総合センターの運営	区の総合的な子育て支援施設として、子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、各種のサービスを提供します。	・子どもと家庭の総合相談：10,438件 ・児童コーナーの利用：7,352人 ・親と子のひろばの利用：4,141人 ・ひろば型一時保育利用：516人 ・発達相談：1,158件 ・児童発達支援・放課後等デイサービス利用：延べ3,985人 ・在宅児等訪問支援利用：延べ25人 ・障害幼児一時保育利用：延べ337人	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課	
		3-1-① 子ども家庭支援センターの運営	子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、虐待防止の取組みを含めた要保護児童支援の仕組みを充実させていきます。	・5か所	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課	
		3-1-① 子どもと家庭に対する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応します。相談内容によって適切な相談機関につなげていきます。	・子ども家庭支援センター：40,598件 ・児童館：377件 ・育児相談：554件（保健センター） ・子育て相談（入園相談を含む。） 区立保育園：439件 区立子ども園：263件 ・教育相談：401件（教育センター）	○	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課 保育指導課 保健センター 教育支援課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課			
2	生活の安定に資するための支援	2-(7)-4 ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進	3-5 「生活向上・自立促進事業」(ひとり親家庭)	ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談および就労支援を展開するため、生活向上相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。また、ひとり親家庭の個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。(ひとり親家庭を対象とした相談会・講演会の実施、「ひとり親家庭サポートガイド」の作成、「ゆりかご・しんじゅく」事業(健康部)との連携等)	<ul style="list-style-type: none"> 講演会の実施：年0回 新型コロナウイルス感染症対策のため中止 ひとり親家庭サポートガイドの配布：5,000部 休日窓口開設：1回 就業相談者数：41人 自立支援プログラム策定者数：23人 相談件数累計：491件 支援結果 就労：16人 生活保護等就労支援事業利用：17人 	○	○	○	○	○	○	子ども家庭課			
		2-(7)-5 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進													
		2-(7)-6 相談職員の資質向上	3-1-1① 子育て支援コーディネーター体制の充実	利用者支援事業及び子どもと家庭の総合相談に従事する区職員のコーディネート能力や専門性を向上させる研修等を通じて、子育て支援コーディネーター体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 研修受講者累計：57人(内訳) 児童相談関係(福祉局含む)：40人 ペアレント・トレーニング：1人 特別区専門研修：6人 施設見学：8人 ノーバディーズパーフェクト：2人 心身障害児総合医療療育センター主催研修：0人 	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課			
3	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	3-(1) 職業生活の安定と向上のための支援	3-(1)-1 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	3-6 育児ママの再就職準備講座	子育て中の女性などの再就職等を支援するため、講座を開催します。	新型コロナウイルス感染症対策のため中止		○	○			男女共同参画課			
		3-(2) ひとり親に対する就労支援	3-(2)-1 ひとり親家庭の親への就労支援	3-5 母子家庭等自立支援給付等事業	ひとり親の親の就労を促進するために指定訓練講座の受講修了後に受講料の一部を支給します。また就職に有利な資格を取得するために養成機関において修業している人に訓練促進費を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 受給者数：0人(相談26件、講座指定決定者3件) 	○	○	○	○	○	子ども家庭課			
				母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	就職に有利となり生活の安定に資する国家資格等の取得に係る養成訓練(1年以上)において、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者：4人 	○	○	○	○	○	子ども家庭課			
		3-(2)-2 ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	3-5 「生活向上・自立促進事業」(ひとり親家庭)【再掲】		ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談および就労支援を展開するため、生活向上相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。また、ひとり親家庭の個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。(ひとり親家庭を対象とした相談会・講演会の実施、「ひとり親家庭サポートガイド」の作成、「ゆりかご・しんじゅく」事業(健康部)との連携等)		<ul style="list-style-type: none"> 講演会の実施：年0回 新型コロナウイルス感染症対策のため中止 ひとり親家庭サポートガイドの配布：5,000部 休日窓口開設：1回 就業相談者数：41人 自立支援プログラム策定者数：23人 相談件数累計：491件 支援結果 就労：16人 生活保護等就労支援事業利用：17人 	○	○	○	○	○	子ども家庭課		
								3-(2)-3 ひとり親家庭の親の学び直しの支援							
3-(2)-4 企業表彰															

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課
と3 向上保 に護者 資者 する 対た する の職 業 生 活 支 の 援 安 定	3-(3) ふたり親世帯を 含む困窮世帯等 への 就労支援	3-(3)-① 就労機会の確保										
		3-(3)-② 親の学び直しの支援										
		3-(3)-③ 非正規雇用から 正規雇用への 転換										
4 経済的 支援	4-(1) 児童手当・児童 扶養手当制度の 着実な実施		3-1-② 児童扶養手当	「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は、20歳未満）で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人（平成22年8月から父子家庭の父も対象）に支給します。	・受給者数：1,315人 ・対象児童数：1,730人		○	○	○	○	△ 特児 受給 の場 合20 歳未 満	子ども家庭課
			3-1-② 児童手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に手当を支給します。	・受給者数：23,394人 ・対象児童数：28,552人		○	○	○			子ども家庭課
	4-(2) 養育費の確保の 推進											
	4-(3) 教育費負担の軽 減		3-1-③ 就学援助 【再掲】	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。	・小学校：1,687人 ・中学校：862人			○	○			学校運営課
	その他		1-2-② 心身障害者への 助成・在宅重 度心身障害者へ の助成（紙おむ つ等支給、巡回 入浴サービス等）	【補装具等の支給】：障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給します。 【障害者歯科診療】：一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行います。 【その他】：紙おむつ支給、福祉タクシー等	・補装具費の支給：89件 ・日常生活用具の給付又は貸与：115件 ・障害者歯科診療：95件 ・福祉タクシー券：134人 [障害者・障害児] ・紙おむつ費用助成：延 9,640件		○	○	○	○	○	障害者福祉課
		3-1-② 児童育成手当（ 育成手当・障 害手当）	[育成手当]：「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。 [障害手当]：「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。	[受給者数] ・育成手当 1,743人 ・障害手当 117人 [支払実績] ・育成手当 28,819件 389,056,500円 ・障害手当 1,450件 22,475,000円		○	○	○	○	△ 障害 手当 のみ 20歳 未満	子ども家庭課	
		3-1-② 特別児童扶養 手当	「20歳未満で、愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級・4級（一部）程度、日常生活に著しく制限を受ける疾病等を有する児童」を養育している人に支給します。	・受給者数：154人 ・対象児童数：156人 内訳 1級 96人 2級 60人		○	○	○	○	○	子ども家庭課	

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和2年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課			
4 経済的支援			3-1-2 子ども医療費助成	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども の保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食 療養費を助成します。	・受給者数 : 32,328人 ・医療助成費 : 972,081,377 円		○	○	○			子ども家庭課			
			3-1-2 ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある児童(一定の障害のある場合は20歳未満)を養 育しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用 医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を 除く医療費を助成します。	・受給者数 : 1,559人 ・医療助成額 : 62,070,035円		○	○	○	○		△ 特児 等受 給の 場合 20歳 未満	子ども家庭課		
			3-1-2 学童クラブの利用料の減 免	生活保護受給世帯や当該年度住民税非課税等の世 帯の学童クラブの利用料を免除するとともに、一定 の要件のある世帯の学童クラブの利用料を減額しま す。	・減免人数 : 181人				○					子ども家庭支 援課	
			3-1-2 心身障害者医療費助成	重度心身障害者及び重度心身障害児(子ども医療 費助成対象終了後)が、健康保険を使って診療を受 けたときの自己負担分(全額又は一部)を助成しま す(事業経費は全額東京都が負担し、特別区におけ る東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特 別区が一部の事務を実施)。	・受給者証交付件数 : 2,503件							○	○	障害者福祉課	
			3-1-2 心身障害者福祉手当	児童育成手当(障害手当)に該当しない障害児・ 障害者に支給します。(一定の要件有)	・受給者数 身体障害者手帳 : 3,034人 愛の手帳 : 700人				○	○	○	○	○	障害者福祉課	
			3-1-2 重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする障害児・障害者に支 給します。(一定の要件有)	・受給者数 : 174人				○	○	○	○	○	○	障害者福祉課
			3-1-2 障害児福祉手当	20歳未満で身体又は精神に重度の障害があるた め、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。 (一定の要件有)	・受給者数 : 80人				○	○	○	○	○	○	障害者福祉課
			3-1-2 養育医療の助成	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場 合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負 担分を助成します。	・医療券交付申請受理数 : 37件				○						健康づくり課
			3-1-2 育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得 るために必要な医療に対して、健康保険が適用され た後の自己負担分を助成します。	・医療券交付申請受理数 : 13件				○	○	○	○			健康づくり課
			3-1-2 大気汚染医療費の助成	18歳未満の児童で大気汚染による気管支ぜん息等 4疾病の医療を受けた場合に、健康保険が適用され た後の自己負担分を助成します。 4疾病 : 気管支ぜん息、ぜん息慢性気管支炎、慢性 気管支炎、肺さしゅ(一定の要件有)	認定者数 : 1,253人 うち、18歳未満 : 16人				○	○	○	○			健康政策課
			3-1-2 小児慢性特定疾病医療費 助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療にかかる医 療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分 を助成します。(所得により自己負担有)	・申請書受理 : 67件				○	○	○	○			保健予防課 保健センター
			3-1-2 難病医療費等助成	国・都が指定する難病の治療にかかる医療費のう ち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成し ます。(所得により自己負担有)	・申請書受理 : 1,098件 ※国・都が指定する難病のみの合計とし、国特定疾 病、国特殊医療費及び都特殊医療費は除く。				○	○	○	○	○	○	保健予防課 保健センター
3-5 寡婦(寡夫)控除等のみ なし適用	婚姻歴のないひとり親家庭に対し、保育園、子ど も園、幼稚園の保育料、学童クラブの利用料等につ いて、寡婦(寡夫)控除等をみなし適用し、負担軽 減を図ります。	・学童クラブ : 2人 ・私立保育園 : 0人 ・区立・私立子ども園 : 0人 ・区立・私立幼稚園 : 0人					○	○				保育課 子ども家庭支 援課 学校運営課			